

広島県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林菌科医院	尾道市因島土生町二〇〇九番七号	平成二十二年一月一日
のぞみ薬局	呉市広古新開二丁目五番三三号	平成二十二年二月七日
全快堂・おかまち薬局	東広島市西条岡町三番一四号 第二金本ビル	平成二十二年一月一日